

大口町心身障害児・者健康診断料助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉施設への入所申請等をする者に対して、その申請時に必要な健康診断書を作成するための診断料を助成することにより、当該申請者の経済的負担の軽減を図るとともに、福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱における助成対象者は、町内に住所を有し現に居住している者で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）第4条に規定する障害者及び障害児で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 療養介護、生活介護、短期入所、共同生活介護、施設入所支援、共同生活援助及び地域活動支援センターの利用契約をしようとする者
- (2) その他町長が必要と認める者

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、助成対象者が健康診断料として支払った額の2分の1に相当する額で、その上限を5,000円とする。ただし、その金額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付申請をしようとする者は、大口町心身障害児・者健康診断料助成金交付申請書（様式第1。以下「助成金交付申請書」という。）に当該申請に係る健康診断書の写し及びその領収書の写しを添えて町長に申請しなければならない。

(助成金の交付決定)

第5条 町長は、助成金交付申請書を受理したときは、その内容を速やかに審査し、適当と認めたときは、大口町心身障害児・者健康診断料助成金交付決定通知書（様式第2）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、助成が適当でない認められるときは、大口町心身障害児・者健康診

断料助成金却下通知書（様式第3）により、その理由を付して申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第6条 助成金の交付決定を受けた者は、助成金請求書（様式第4）を町長に提出するものとする。

（助成金の交付）

第7条 町長は、助成金交付請求書を受理したときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第8条 町長は、申請者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたことを確認したときは、助成金の全部または一部を返還させることができる。

（その他必要事項）

第9条 この要綱に定めるもののほか、心身障害児・者健康診断料の助成に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則（平成13年1月31日 大口町告示第4号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成13年1月1日から適用する。

附 則（平成15年6月30日 大口町告示第75号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成17年6月17日 大口町告示第65号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成19年3月27日 大口町告示第18号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大口町心身障害児・者健康診断料助成金交付要綱の規定は、平成18年10月1日から適用する。

附 則（令和3年3月30日 大口町告示第52号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月26日 大口町告示第26号）

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1 (第4条関係)

大口町心身障害児・者健康診断料助成金交付申請書

年 月 日

大口町長 様

申請者 住所
氏名
電話

下記のとおり、助成金の交付を申請します。

記

対象者氏名		申請者との 続 柄		生年月日	
住 所	大口町				
必要な理由					
診断料の額					
申 請 額	$\times 1 / 2 =$				

*添付書類 診断書の写し及び領収書の写し (内容の確認できるもの)

*健康診断料が1万円を超える場合は、5,000円を限度とする。

様式第2 (第5条関係)

第 号
年 月 日

様

大口町長



大口町心身障害児・者健康診断料助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました助成金の交付について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

対象者氏名	申請者との 続 柄	生年月日
住 所	大口町	
助成金交付決定額		
使用目的		
備 考		

様式第3（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長



大口町心身障害児・者健康診断料助成金却下通知書

年 月 日付けで申請のありました助成金の交付申請については、下記の理由により却下します。

記

却下理由

様式第4 (第6条関係)

助成金請求書
金 円

大口町心身障害児・者健康診断料助成金として、上記の金額を請求します。

大口町長

様

年 月 日

住所

氏名

振 込 先	金融機関名	銀行 本店 農協 支
	口座名義人	
	口座番号	

。